令和６年度
第２回 福島地方最低賃金審議会
福島県最低賃金専門部会
議　事　録

日　時：令和6年7月30日(火)
14：00～16：45
場　所：福島テルサ　あづま
出席者：(公) 熊沢、長谷川、森谷
(労) 大越、塩澤、髙橋
(使)安達、金子、佐藤

１　開　　会

（部 会 長）　定刻となりましたので、これより令和６年度第２回福島県最低賃金専門部会を開会いたします。
初めに、事務局から定足数の確認をお願いします。

（補　　佐）　本日は、委員全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第６条第６項の規定により、本専門部会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

（部 会 長）　議事に入る前に、前回の専門部会において委員から質問のあった点について、事務局から説明をお願いします。

（基準部長）　まず、御指摘いただいた１９９ページと資料№４の関係につきましては、資料№４は、表の下の摘要にありますとおり「賃金構造基本統計調査特別集計」の表であることから、正しくは、２００ページ「（２）賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率」と比較すべきものとなります。前回の回答と異なり、この点は大変申し訳ございませんでした。そのうえで、前回申し上げた回答と同様となりますが、未満率及び影響率とも全国と比較して低い状況、具体的には、未満率が全国２．４%、福島２．２%、影響率が全国８．１%、福島６．１%となっています。このことから、前回御指摘いただいたような、福島県が最低賃金未満の事業場が多いということはないものと思われます。

また、２２２ページの一般労働者と２３５ページの短時間労働者につきまして、短時間労働者の方が違反が少ない理由については、賃金構造基本統計調査特別集計の結果では不明でございます。

この点については、毎年１月～３月にかけて、福島労働局も含め、全国で一斉に「最低賃金の履行確保にかかる監督指導」を実施しておりますが、この監督指導を実施し、事業場に最低賃金違反があった場合、最低賃金以上を支払っていない理由についてもお伺いしています。

その回答としまして「適用される最低賃金額を知らなかった」２７件、４０．９％、「賃金を時間額に換算して比較していなかった」１０件、１５．２％となっており、ここから推測して、恐らく、短時間労働者は時間給であり、引上げられた最低賃金額を承知すれば、時間給を引上げればいいのですが、一般労働者は、時間給ではなく、日給月給制などがほとんどであり、引上げられた最低賃金額を承知していたとしても、その賃金を時間額に換算して比較していなかったことが原因だと思われます。

ともあれ、この最低賃金法の違反が少なくなるためには、労働局や所轄の労働基準監督署の周知が大変重要になると考えています。そのため、今年度、この審議会において最低賃金額の答申をいただいた際は、その最低賃金額について、周知に万全を期してまいりたいと思っております。

その際には、各委員におかれても、その周知にご協力を賜りたいと思います。

（部 会 長）　今の説明内容でよろしいでしょうか。

（長谷川委員）　わかりました。

２　議　　事

（１）参考人意見聴取について

（部 会 長）　それでは、これより議事に入ります。

本日の専門部会では、参考人からの意見聴取を行います。

それでは、参考人意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

（室　　長）　最低賃金法第２５条第５項に基づき、福島県最低賃金改正決定についての意見書提出に係る公示を行いましたが、公示に基づく意見書の提出はあ

りませんでした。

７月２日に開催されました第２回福島地方最低賃金審議会において、最低賃金法第２５条第５項に基づき、同法施行規則第１１条第２項により参考人から意見を聴くことが決議され、参考人として関係団体より３名の推薦がありました。

本日は、会議資料３１０ページの「参考人意見陳述者名簿」のとおり、労働者側２名、使用者側１名から意見をお聴きする予定になっております。

発言の要旨は、「福島県最低賃金に関する意見書」として本日の資料に添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

（部 会 長）　それでは、これより参考人からの意見聴取を行います。

最初に参考人から意見を伺い、その後に質疑応答という順序で進めます。

（部 会 長）　では、労働者側参考人の日立Ａｓｔｅｍｏハイキャスト労働組合執行委員長　富山様から意見をお伺いしますので、事務局は、案内をお願いします。

【参考人入室】

（部 会 長）　本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。福島地方最低賃金審議会専門部会部会長の熊沢です。

最初に自己紹介していただき、その後に、ご意見を伺いたいと思います。御意見は、１５分程度で収めていただき、その後に各委員から御発言内容等に関して質問をさせていただきますので、宜しくお願いします。

（富山雄一）　日立Ａｓｔｅｍｏハイキャスト労働組合執行委員長の富山と申します。

福島県の最低賃金についてですが、金額について、連合リビングウェイジ福島（改訂版）において、車保有労働者の時給は、１，３６４円が必要と算出されており、福島県の最低賃金９００円で働く労働者との格差は、４６４円もあります。

また、政府が掲げるより早期に誰もが１，０００円を目指すとの方針により、昨年度の最低賃金全国加重平均は、１，００４円となりました。福島県の最低賃金９００円との格差は１０４円あります。その解消に繋がる

改正、引上げをお願い致します。

発効日について、一般労働者の賃金引上げが４月に実施されることを踏まえ、最低賃金近傍で働く方のために、早期発効をお願い致します。

福島県の最低賃金の現状は、連合リビングウェイジ１，３６４円を下回っており、絶対額として最低生計費を賄えていない、また、消費者物価指数は、昨年の最低賃金改定以降１０か月、３％前後の高水準で推移が続いており、世帯年収が低い層ほど、昨年１年間と比較した現在の暮らし向きが悪化していると評価しています。また、いずれの階層でも半数以上が節約し、苦しくなっています。

人口減少と若年層の人口流出について、令和６年の住民基本台帳（総務省調査）に基づく県内人口は、昨年比２２，６６３人減少、福島県から他県への流出（転出）は、東京都を始め首都圏となっております。更には、隣県の宮城県、茨城県、栃木県、新潟県への転出があります。

本県は、隣接する県が多く、関東に近いことから、首都圏や隣県への流出が課題となっており、隣県の最低賃金は福島県より高く、人口流出の要因にあげられ、魅力ある賃金への引上げが必要です。さらには、福島県の大学進学率は、４８．８％で昨年度より１．１ポイント増加しており、福島県関係学生就職状況等実態調査によると、県外に進学した学生の４１％が福島県外を希望している。その理由には、福島に志望する企業が無い、給料が安いからの理由があがっています。

連合福島では、福島県最低賃金引上げと早期発効について、労働者はもとより、県民の多くからの署名を頂いた１１４，４００筆の署名を尊重して頂きたいと思います。

また、福島県議会・市町村における「最低賃金引上げに関する意見書」の採択状況は、県議会をはじめ多くの市町村で採択いただき、御理解を頂いていることを当審議会においても尊重して頂きたいです。

福島県内の賃金実態について、福島県内の１世帯あたりの年間収入は、全国３２位と低位にあります。

県最低賃金と全国最低賃金平均額の推移を比較すると１０４円の格差があり、年々格差が拡大していることから、計画的な引上げが必要です。

連合福島に加盟する組合の本年度の賃金引上げは、６月２４日現在、平均賃上げ方式２７８，３５７円、定昇・賃金カーブ維持方式２８９，３３８円となっております。

福島県の調査では、５人以上の事業所を対象とした一般労働者の所定内賃金２３８，０９６円で、時間当たりの換算額は、１，７７７円となっております。福島県最低賃金の９００円との格差は、８７７円と大きな開きがあります。

また、有期・短時間・契約労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給６２．７０円（９．９２円増）で引上げ率５．７４%、月給については、１０，８６９円（４，０４１円増）引上げ率４．９８%で、時給引上げは、一般組合員（平均賃金方式）を上回っております。

低賃金労働者の生活が厳しい状況と人手不足に対する負荷への理解があった。労使で合意し、引上げされていることからも引上げが必要であります。

近年は、超少子・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避である中、多くの企業で人材の不足、募集をしても集まらない傾向が加速しています。労働市場は、需要と供給の調整において、賃金や労働条件がこれまで以上に重要視されています。

特にここ１、２年は物価等の上昇により、春季闘争での月例賃金は、大幅な改善金額傾向にあります。しかし、それでも実質賃金の改善までには至っておらず、労働者にとっては、厳しい状況となっております。また、賃金が大幅に引上げられているのはあくまでも大手・中堅中小企業を中心とした組織労働者であり、未組織である企業労働者や、非正規労働者は最低賃金の上昇こそが事実上の賃上げであると考えます。

県内で働く全ての労働者にとって最低賃金の引上げは、不安拭や、格差是正の観点からも大変重要であるとともに、隣接する県への生産人口流出の問題にも繋がっていると感じており、格差を改善することも大切だと思います。

私たちの会社もそうですが、多くの企業においては、短時間労働者や有期・契約社員といった非正規労働者に支えられ日々の生産等を行っている

ことから、セーフティネットの強化、賃金の底上げと格差是正のためにも最低賃金の金額引上げが必要であると考えます。

私が働く職場は、鋳物工場であり、暑熱・重筋といった過酷な環境での仕事を余儀なくされております。仕事内容や個人への作業負担を考えると賃金は多くもらって当然のように感じますが、親社会との賃金格差はなかなか埋められるものではなく、闘争時の賃金交渉においてもついていくのがやっとで額差是正までは行き届かないのが現状です。

企業内でも課題としては、近隣の大手企業に転職を希望する若手従業員が絶えず、クリーンな作業環境で比較的負担の少ない仕事・作業で賃金が少しでも高いところへ離職する労働者を止めるすべもないのが現状です。新卒採用募集に関しては、昨年度は６名の募集に対し１名。今年に関しては募集をしているにも関わらず受けに来てもらえないといった企業の存続には、非常に危機的状況となっております。会社もこの状況に対し、問題意識を持ち、企業内最低賃金の引上げ、初任給の引上げには前向きな判断をしているところです。最低賃金では当然従業員の確保もできない、労働者を募集しても最低賃金では誰も来てはくれないし、働いてもくれません。

従業員のお子さんも大手や栃木・茨城県の企業に就職させるといった傾向もあります。生活や将来を考えればやむを得ないとは思いますが、だからこそ福島県で安心して働ける環境が必要であり、賃金を上げていくことの重要性を感じていただけるとありがたく思います。もちろん、私の職場より賃金が安い会社もあることも認識をしています。最低賃金を引上げていくことが、前途でも述べたとおり大変重要であり、賃金の底上げで格差改善にもつながり、人員不足の解消や働く者の不安が払しょくされ、安心して働ける社会、福島県になっていくと考えます。

（部 会 長）　富山様からの御意見について質問等ございますか。

（佐藤委員）　使用者側の佐藤でございます。

会員企業の方から、いろいろなつてをたどって大学等から学生さんを紹介していただいているが、なかなか新卒者の応募がない。そのために初任給を引上げるなどの対応をしているとよく聞くのですが、御社では初任給

の引上げによる中高年の労働者の賃金へのしわ寄せがあったりしているのでしょうか。

（富山雄一）　日立グループの中の話としては、人材確保のために初任給を高く設定したという話を聞きました。実際に２～５年の者との逆転現象なども見られているので、底上げをしていかなければと思っております。定期昇給で対応しているところではありますが、４０代５０代の者からは一定の理解はあるように感じております。

（安達委員）　商工会議所連合会の安達と申します。

鋳物業だから重筋で大変な仕事だと思いますが、最低賃金近傍の労働者はどのような仕事内容でしょうか。また、大手・下請に対して、価格交渉はどのような状況でしょうか。

（富山雄一）　重筋のため最低賃金近傍の労働者はおりません。

価格交渉は会社が話し合いをしております。

結果には充分だと感じております。

（金子委員）　商工会連合会の金子と申します。

肌感覚としては、売り上げに結びついているという感じはありますか。

（富山雄一）　以前はたくさん使っているという感じはありましたが、今は以前ほどの感じではありません。

（長谷川委員）　公益委員の長谷川です。

正規社員と非正規社員の割合はどうでしょうか。

（富山雄一）　非正規が２割減ってきております。正規と非正規の格差は縮まってきています。

（塩澤委員）　雇用の確保という観点で、新規採用は県内出身者でしょうか。

（富山雄一）　隣県の高校へ会社の人事担当者が募集の説明に行くようになりました。

（部 会 長）　富山様ありがとうございました。

【参考人退室】

（部 会 長）　続いて、労働者側参考人の、福島県医療労働組合連合会執行委員長、高橋様から意見をお伺いしますので、事務局は案内をお願いします。

【参考人入室】

（部 会 長）　本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。福島

地方最低賃金審議会専門部会部会長の熊沢です。

　最初に自己紹介していただき、その後に、御意見を伺いたいと思います。御意見は、１５分程度で収めていただき、その後に各委員から御発言内容等に関して質問をさせていただきますので、宜しくお願いします。

（高橋勝行）　適切と思われる賃金について、すべての労働者が、健康で文化的な生活を営むために、時間額１，５００円以上への早期実現を求めます。

　上記の理由としましては、福島県の現在の最低賃金は９００円です。これで１ヶ月働いた賃金は、１３０，４１０円となります（毎勤統計・令和５年度福島県月平均労働時間は１４４．９時間）。ここから税金や社会保険料が引かれ、家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、とても人間らしく生活できる水準ではありません。

　昨今の物価高騰から非正規をはじめ低賃金労働者の生活を守るために、最賃の大幅引上げが必要です。

　地域別最賃の比較で、東京都の１，１１３円と福島県との差は２１３円もあり、1ヶ月あたり3万８６４円、年間では３７万３６８円もの差になります。この賃金格差は労働者が首都圏や大都市に流出する一因となっています。

　全労連が取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、青年労働者が自立して暮らすには、全国どこでも月額２５万円、時間額１，５００円以上が必要で、都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています明らかになっています。

　最賃引上げのために、中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費・原材料費等の上昇分を適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められます。最賃引上げは、様々な困難を抱える福島県の地域経済を守り、活性化させるうえで大きな力となるものです。

　低賃金労働者の実態については、医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンス労働者が多数います。しかし、同様のライセンスを持つ教員より看護師の所定内賃金は１１７，６００円低く、介護職の所定内賃金は、全産業平均より月額で７６，０９２円も低くなっています。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬・介護報酬は全国一律であるにも関わらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。

コロナ禍が４年以上続く中で、関連する補助金の廃止により、労働者の一時金切り下げも行われました。この間、賃上げに関わるベア評価料などの報酬改定がありましたが、全職員と対象としないや、施設ごとに格差をつける配分となっているなど、きわめて不十分な内容です。

２４春闘では、民間主要企業５～１０％の賃上げを実施する中、医労連の回答状況は定昇込み３％程度の賃上げに止まり、さらに格差が広がる状況となっています。

現場の奮闘に見合わない低賃金状態を放置したままでは、慢性的な人員不足を改善することはできません。看護現場では、離職者が増え、募集定員に満たない実態が続き悪化しています。この状態が続けば、国民の要求に応える医療・看護・介護の提供が困難となります。

地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引上げは、医療・介護労働者の賃金底上げにとって重要です。

その他参考意見としまして、福島県では「将来必要になる介護職員数と実人数」の推計をまとめています。不足数は、２０２６年度に２，２０７人、２０３０年度に３，２８５人と拡大し、２０４０年度は約７，５００人も不足すると言われています。有効求人倍率も非常に高いという状況ですが、賃金が低く、医療や介護には人が集まらないという状況です。人員募集でも、地域の最低水準でしか募集ができない状況、やはり最低賃金を大幅に引上げてほしいと切に願っております。

最後ですが、意見書に補足として、最低賃金１，５００円以上は日本の少子化対策の切り札になるという指摘を、最低生計費調査をまとめた中沢先生がおっしゃっています。岸田内閣は異次元の少子化対策を掲げ、子育て支援を柱にしております。これだけで子供の数は本当に増えるのでしょうか。子供の数を増やしたければ、家族の数を増やしていくしかありません。しかし、この低賃金で家族形成は難しい、生計費調査では３０歳台で

子供２人だと、年間約５００万から６００万必要だとなっております。最低賃金１，５００円で年間１，８００時間働いたとすると、年収は２７０万になります。これを２人で稼げば５４０万。なんとか家族形成が視野に入ってくるのではないでしょか。最低賃金１，５００円の実現は格差と貧困を解決する核となる、地域経済の活性化と好循環が生まれ、少子化にストップをかけることに繋がると思います。

以上で、私からの陳述といたします。ありがとうございました。

（部 会 長） ありがとうございました。高橋様からの御意見について質問等ございますか。

（森谷委員） 公益委員の森谷と申します。今日はご説明ありがとうございました。私の方から１点お尋ねしたかったのですが、看護師・介護職に関して、仕事に見合わない低賃金が離職を促すというお話があったと思います。私の中で漠然としたイメージですが、看護師は専門職で国家資格で、それなりに給料ももらっていて、資格さえ取れば、家庭の事情等で職場を離れても復帰して、どこでも働けるとか、そういうイメージがある中で、今の御説明だと見合わないということで離れていく人がいるというお話があって、時間とコストをかけて取得した資格であれば、それを生かせることが何よりかと思っているところですが、そこの実情について少し教えていただければと思います。

例えば、看護職とは全く別の、責任は重たくないが給与水準は変わらないようなところに移られるのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

（高橋勝行） 確かに資格を持つ専門職ですので、高い給与だと思われがちですが、統計上でも出てきますが、実際は夜勤手当を除くと、そんなに高くないということが現状です。日本労連で、看護師の初任給調べていますが、平均で２０万５，１３２円。２０万を超える水準にはなっていますが、それから先、３５歳で２８万、５０歳で３５万くらいにはなりますが、初任給は少し高いですが、伸びあがらない。一般の事務職に比べると、逆転するような賃金になっています。

最近ですとコロナの影響もあり、敬遠される傾向もあり、退職と入職を

比べると、入職が減っているという状況です。今、色々な病院で看護師不足で、病棟が開けられないというような実態もあります。看護学校も、定員を満たないという状況も出てきておりますので、命を預かる職種にふさわしいような賃金ということで、改善を望んでいるところです。

（部 会 長）　高橋様ありがとうございました。

【参考人退室】

（部 会 長）　この後からは非公開となりますので、傍聴者の方は退室をお願いします。事務局は案内をお願いします。

ここで５分間の休憩を取りたいと思います。事務局は５分後に参考人のご案内をお願いします。

【傍聴者退室】

（　休　憩　）

＜使用者側参考人聴取＞

（２）金額審議について

（部 会 長）　次に、金額審議に入ります。

　昨日開催された第３回福島地方最低賃金審議会での中央最低賃金審議会の令和６年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申の伝達、及び、先ほど実施した参考人からの意見聴取等を踏まえ、金額審議を行いたいと思います。

　金額審議は、労働者側金額提示、使用者側金額提示の順で行います。

　直ちに金額審議に入りますか。

（塩澤委員）　金額調整します。

（部 会 長）　わかりました。では、双方控室へご案内してください。

＜金額審議＞

（部 会 長）　本日の金額審議では、労働者側は１０４円引上げて１，００４円、使用者側は２２円引上げて９２２円との提示でした。現段階では労使の意見に

８２円の隔たりがあります。双方、その額の根拠自体は文書でお示しいただいております。

全会一致に向けて、次回開催までに労使双方の更なる歩み寄りの検討をお願いします。

次回第３回専門部会は、８月５日（月）１３時３０分から、福島第二地方合同庁舎１階会議室で開催します。

３　閉　　会

（部 会 長）　その他ご質問等ございますか。

なければ、これにて本日の専門部会を閉会とします。